

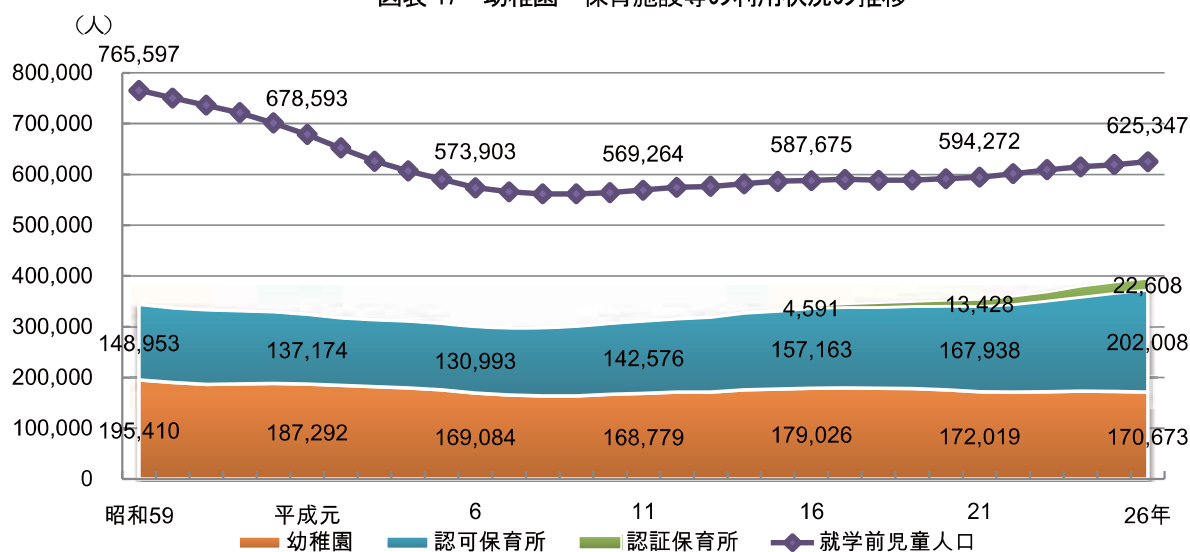
2 東京都における子供・子育て支援の状況

これまでみてきた状況に対応するため、都は、様々な施策を展開してきました。ここでは、現在、都が取り組んでいる子供・子育て施策の実施状況について概観します。

(1) 幼稚園・保育サービスの利用状況

- 過去30年間の教育・保育施設等の利用状況の推移を見ると、幼稚園の利用児童数が緩やかに減少する一方、保育施設等の利用児童数は増加しています。

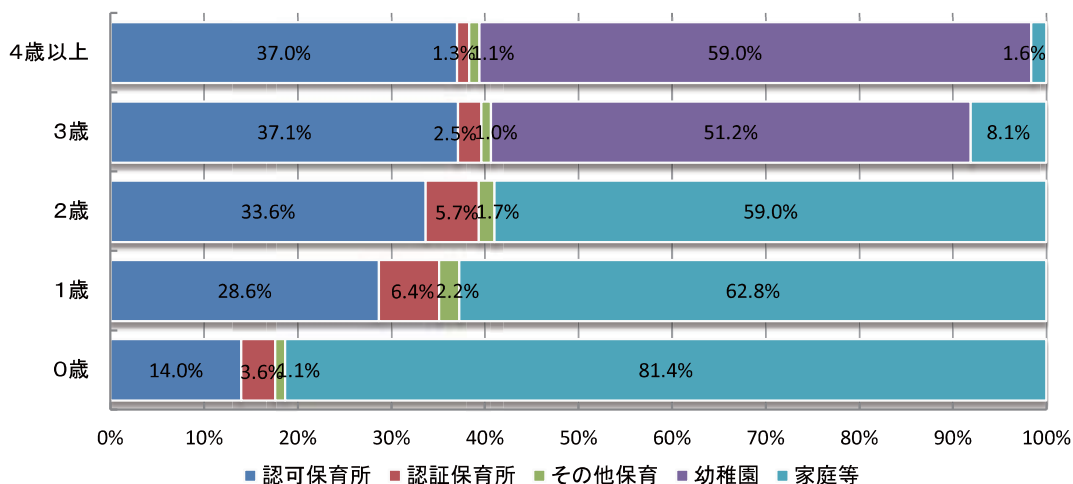
図表 47 幼稚園・保育施設等の利用状況の推移



注：幼稚園は各年5月1日現在、認可保育所及び認証保育所は各年4月1日現在、就学前児童数は各年1月1日現在
資料：東京都総務局「住民基本台帳による東京都の世帯と人口」（各年1月1日現在）、東京都総務局「学校基本調査報告」、東京都福祉保健局

- 都における教育・保育施設等の年齢別利用状況を見ると、3歳で幼稚園の利用割合が5割を超え、4歳以上では約6割となります。

図表 48 教育・保育施設等の年齢別利用状況（平成 25 年）



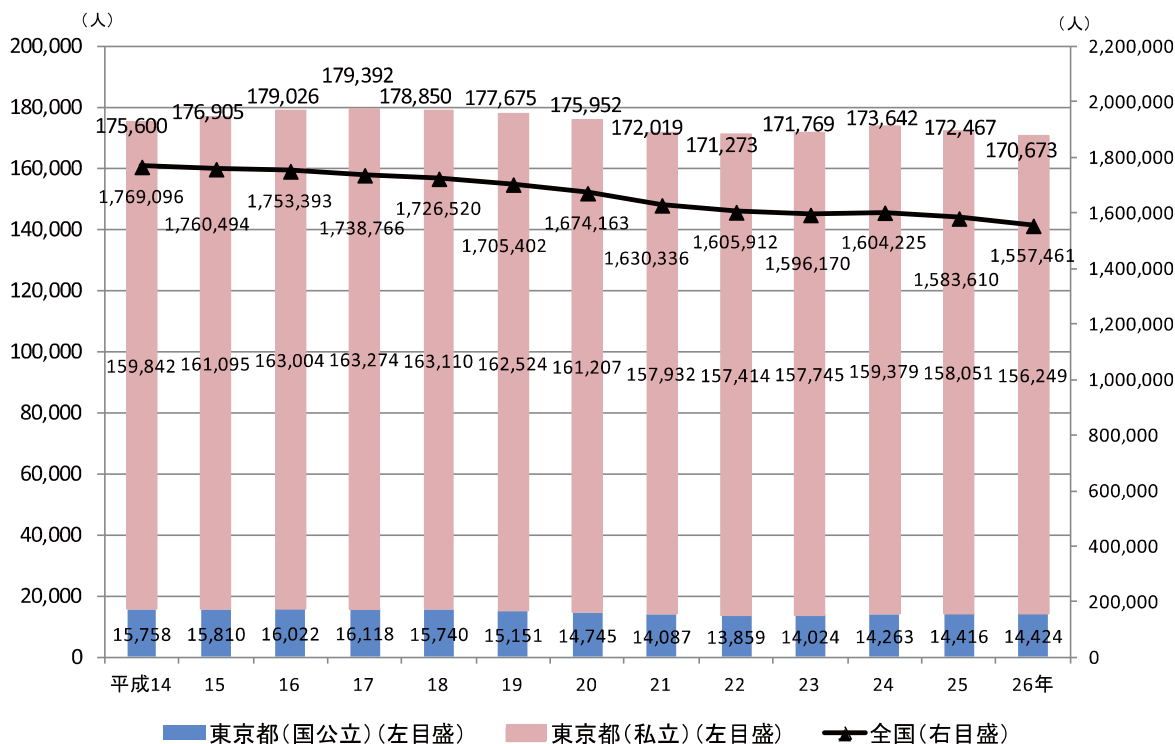
資料：東京都総務局「住民基本台帳による東京都の世帯と人口」（平成 25 年 1 月 1 日現在）、東京都総務局「学校基本調査報告」、東京都福祉保健局

(2) 幼稚園の状況

ア 在園児数

○ 東京都の幼稚園の状況について見ると、在園児数は、平成 23 年に増加に転じましたが、平成 25 年から再び減少しています。全国の在園児数は、平成 14 年以降減少傾向が続いています。

図表 49 幼稚園児数（全国・東京都）（平成 14～26 年）

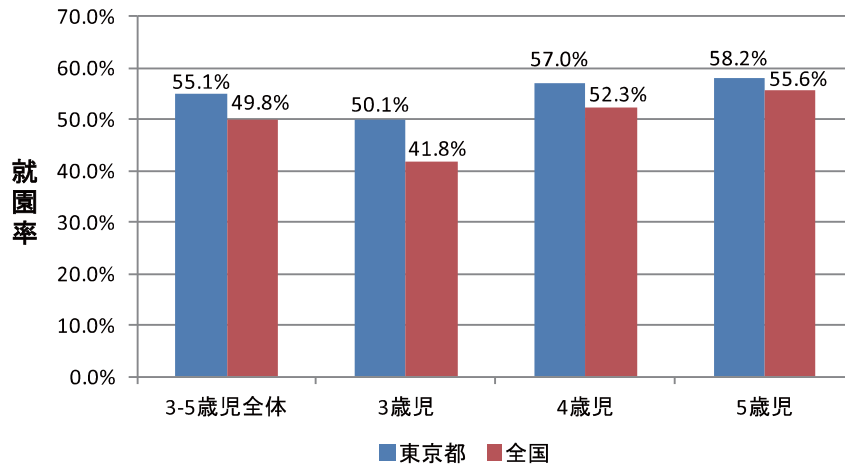


資料：文部科学省「学校基本調査」、東京都総務局「学校調査基本報告」

イ 就園率

- 東京都の3～5歳児の幼稚園就園率は55.1%であり、いずれの年齢においても全国の上率より高くなっています。

図表 50 年齢別幼稚園就園状況（平成 26 年）



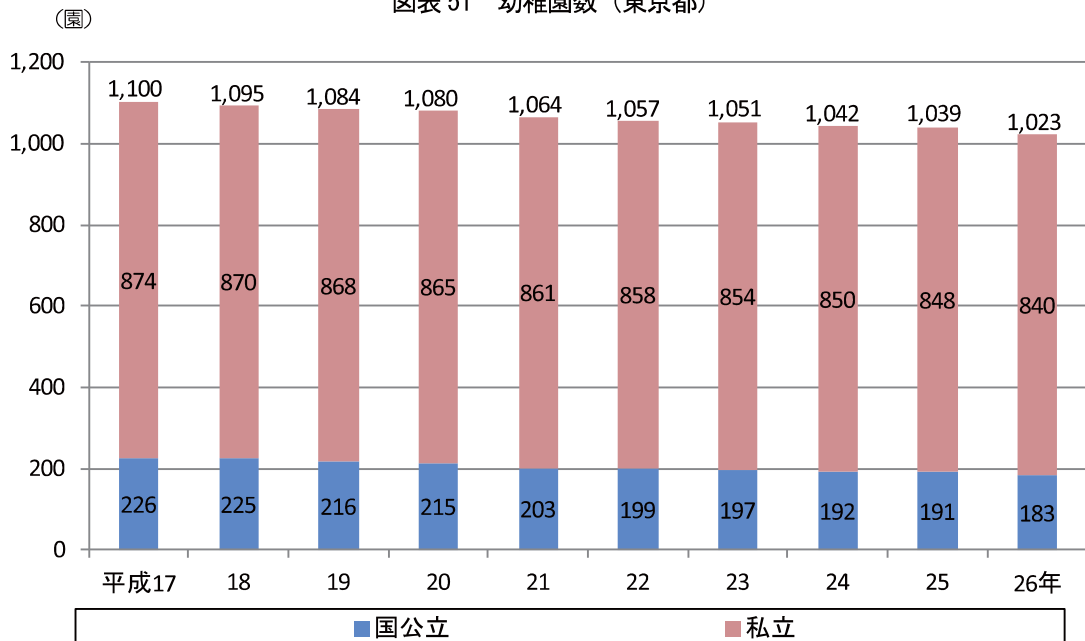
注：全国は、平成 25 年 10 月現在の年齢別人口（総務省「人口推計」と平成 26 年 5 月 1 日現在の園児数（文部科学省「学校基本調査」）より算出

資料：総務省「人口推計」、文部科学省「学校基本調査」、東京都総務局「学校基本調査報告」、東京都教育庁「教育人口等推計報告書」

ウ 幼稚園数

- 東京都の幼稚園数は除々に減少しています。

図表 51 幼稚園数（東京都）

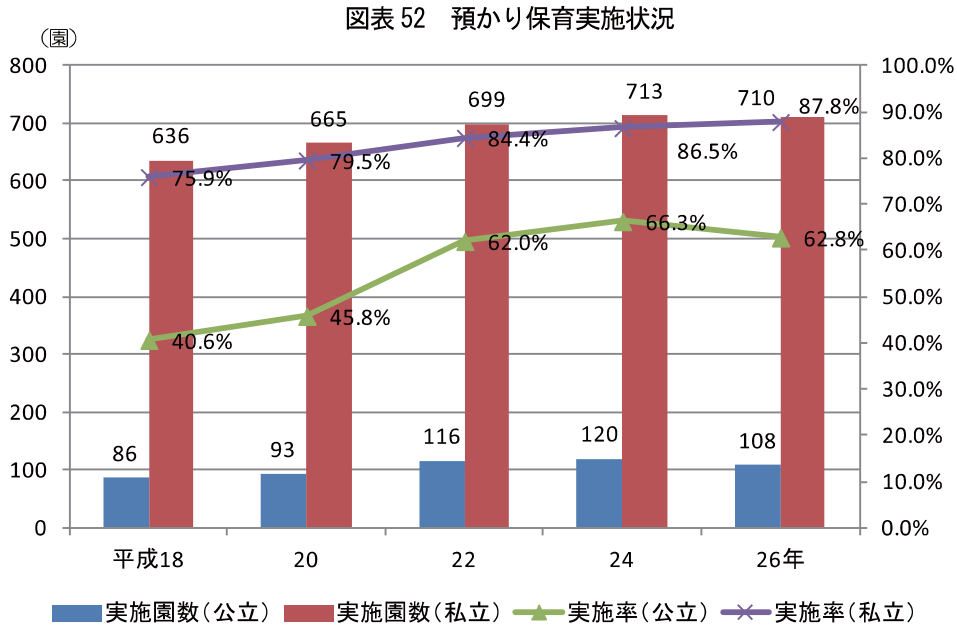


注：幼稚園数は、休園している園も含む。

資料：東京都総務局「学校基本調査報告」

エ 預かり保育

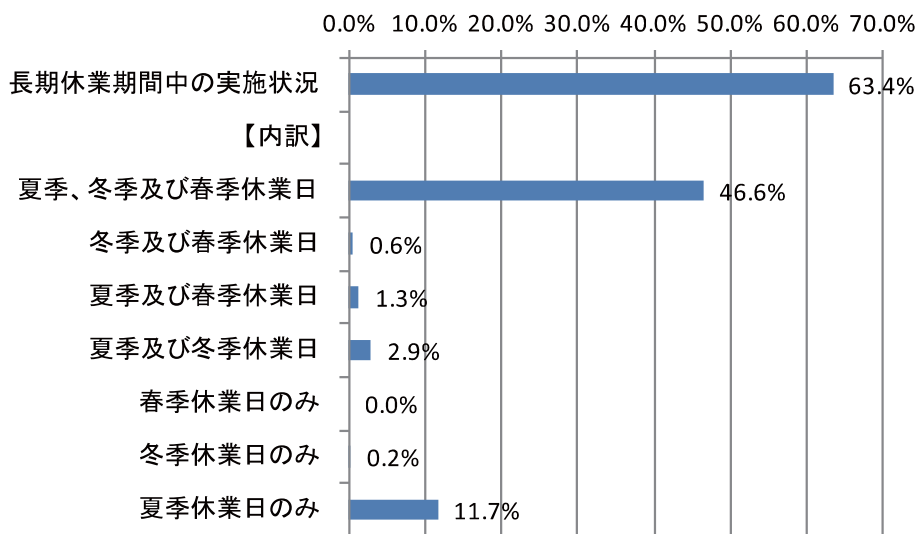
○ 預かり保育とは、教育課程に係る教育時間の終了後に希望する者を対象に行う教育活動のことです。東京都においては、公立で6割、私立で9割近くの幼稚園が預かり保育を実施しています。



資料：文部科学省調査「幼児教育に係る実態調査」

○ 長期休業期間中の預かり保育の実施状況を見てみると、平成 26 年の実施率は 63.4%であり、夏季、冬季及び春季休業日のいずれも実施している割合は 46.6%となっています。

図表 53 長期休業期間中の預かり保育実施状況（平成 26 年）

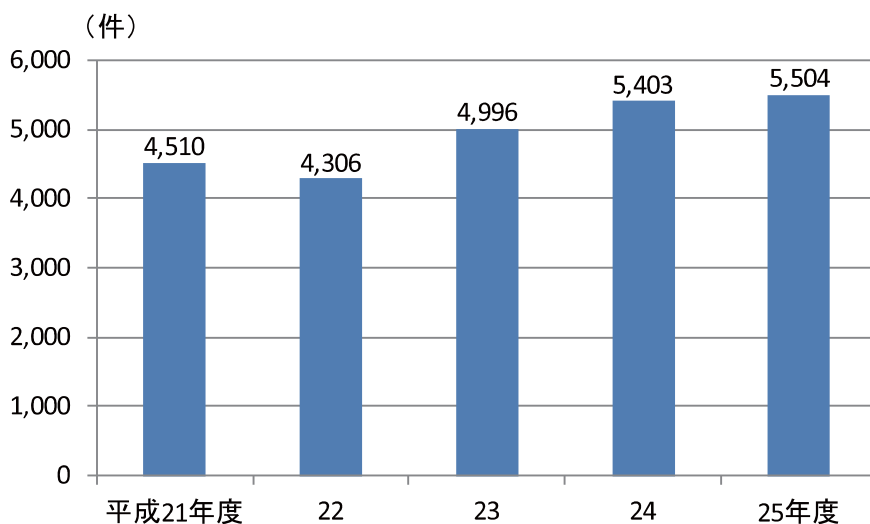


資料：文部科学省調査「幼児教育に係る実態調査」

オ 幼稚園教諭免許状授与件数

○ 東京都教育委員会が授与した幼稚園教諭免許状の件数は、5千件前後で推移しています。

図表 54 幼稚園教諭免許状授与状況（東京都教育委員会授与分）



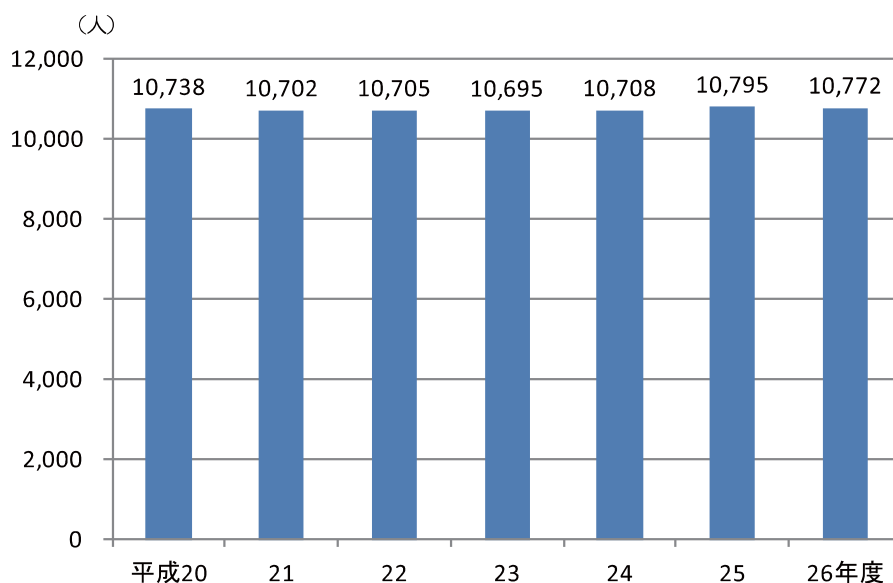
注：東京都教育庁の報告数

資料：文部科学省「教員免許状授与件数等調査」

カ 教員数

○ 東京都の幼稚園の教員数（本務教員数）は、1万700人前後で推移しています。

図表 55 教員数（東京都）



注：本務者のみを計上

資料：東京都総務局「学校基本調査報告」

(3) 保育サービスの状況

ア 保育ニーズの状況

(保育サービスの利用状況)

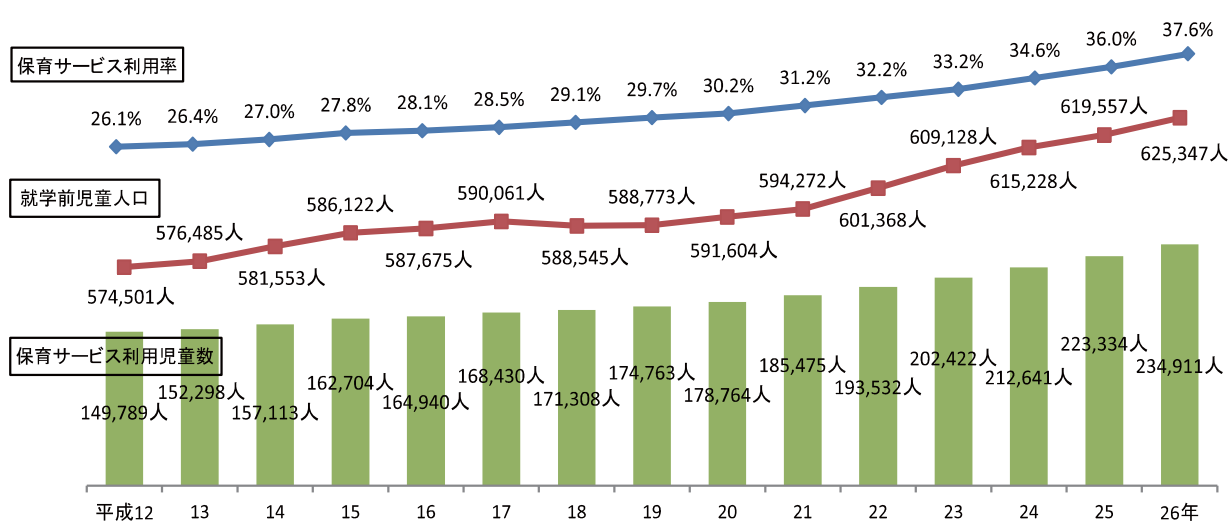
- 都における平成 26 年 4 月の状況をみると、0 歳児の約 2 割、3 歳未満の児童の約 4 割が保育サービス（認可保育所や家庭的保育など国の制度のほか、認証保育所など都の保育施策や区市町村による単独保育施策を含む。）を利用しています。
- 保育サービスの利用児童数は、平成 26 年 4 月現在で 234,911 人、就学前児童人口に対する比率（利用率）は、37.6%となっています。保育サービス利用児童数、利用率ともに年々増大してきています。

図表 56 認可保育所と認証保育所の利用状況

	認可保育所	認証保育所
定員	203,170 人	24,527 人
利用児童数	202,008 人	22,608 人
利用率	99.4%	92.2%

資料：東京都福祉保健局

図表 57 保育サービス利用児童数等（東京都）



資料：東京都福祉保健局

(待機児童の状況)

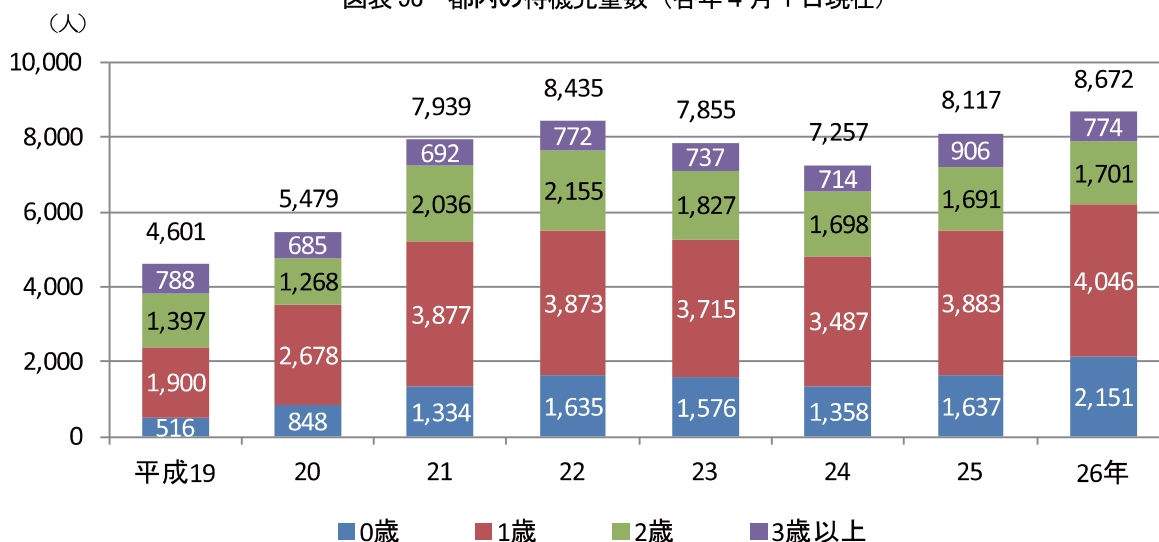
- 保育を必要としているにもかかわらず、保育サービスを利用できない児童を、待機児童といいます。
- 都内の待機児童数は、平成 17 年度以降、減少傾向にありましたが、平成 20 年度に増加に転じ、その後、一旦は減少したものの、平成 25 年度、26 年度は連続して増加しています。

- こうした中、都は、平成29年度末までの待機児童解消を目指して、国の安心こども基金の活用に加え、区市町村や保育事業者の負担を軽減する都独自の支援を行うとともに、多様な設置主体の参入を促すため、株式会社やNPO法人などが行う施設整備に対する独自補助を実施し、保育サービスの拡充を進めてきました。
- その結果、平成26年4月1日現在の都内の保育サービス利用状況等をみると、保育サービス利用児童数の対前年比は11,577人増となり、3年連続で1万人分を超える増加となりました。
- しかし、保育サービスの利用率も年々上昇しているため、平成26年4月1日現在の待機児童数は、過去最多となる8,672人となりました。
- 待機児童を解消していくためには、顕在化している待機児童だけでなく、今後の保育ニーズの動向（潜在的ニーズ）を踏まえ、引き続き積極的に保育サービスを拡充していく必要があります。

【待機児童】

- 平成26年度までは、保育所の利用を希望する保護者が区市町村に認可保育所の入所を申し込み、入所要件を満たしているにもかかわらず、保育を利用できない児童を待機児童といたしました。
- 平成27年度以降は、保育の必要性の認定(2号又は3号)がされ、特定教育・保育施設(認定こども園の幼稚園機能部分及び幼稚園を除く。)又は特定地域型保育事業の利用の申込がされているが、保育を利用できない児童を待機児童といたします。

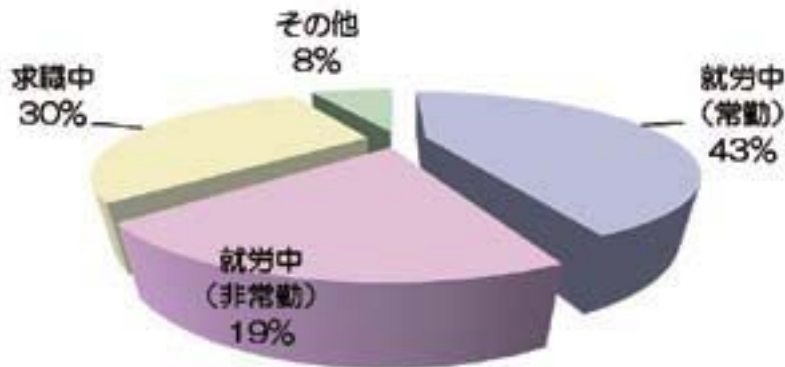
図表 58 都内の待機児童数（各年4月1日現在）



資料：東京都福祉保健局

- 待機児童の約9割は、0～2歳児が占めています。また待機児童の保護者の状況を見ると、パートタイム労働者や求職中が約6割を占めています。

図表 59 待機児童の保護者の状況（平成 26 年）



資料：東京都福祉保健局

イ 多様な保育サービス

- 都は、これまでも、保育の実施主体である区市町村による、認可保育所、認証保育所、認定こども園、家庭的保育など、地域の実情に応じた多様な保育サービスの整備を支援してきました。
- また、都市化の進展や核家族化、ライフスタイルや就労形態の多様化等する中、実施主体である区市町村が、延長保育や夜間保育、病児保育など、ニーズに応じたきめ細かい保育の提供を行うよう、支援する必要があります。
- 待機児童を解消するためには、保育サービスの量の拡充だけでなく、ニーズのミスマッチを防ぐことが必要です。

図表 60 保育サービス種別ごとの利用児童数 各年 4 月 1 日現在

	認可 保育所	認証 保育所	認定 こども園	家庭的 保育事業	小規模 保育事業	定期利用 保育事業	区市町村 単独施策	合 計
平成 22 年度	172,797 人	15,744 人	1,375 人	1,455 人		12 人	2,149 人	193,532 人
23 年度	178,955 人	17,399 人	1,880 人	1,646 人		206 人	2,336 人	202,422 人
24 年度	185,263 人	20,065 人	2,365 人	1,866 人		588 人	2,494 人	212,641 人
25 年度	193,150 人	21,796 人	2,915 人	2,027 人		817 人	2,629 人	223,334 人
26 年度	202,008 人	22,608 人	3,304 人	2,394 人	676 人	932 人	2,989 人	234,911 人

資料：東京都福祉保健局

図表 61 多様な保育サービスの実施状況 各年度補助事業実績

	保育所数	延長保育実施保育所数 (夜間保育を含む。)		休日保育実施保育所数
			うち2時間以上延長	
平成 21 年度	1,705 施設	1,373 施設	264 施設	52 施設
22 年度	1,740 施設	1,445 施設	281 施設	56 施設
23 年度	1,800 施設	1,538 施設	337 施設	56 施設
24 年度	1,855 施設	1,621 施設	394 施設	61 施設
25 年度	1,915 施設	1,717 施設	448 施設	62 施設

	一時預かり 利用児童数	定期利用保育 利用児童数	障害児保育		病児・病後児	
			保育所数	児童数	実施区市	施設数
平成 21 年度	354,887 人	—	1,298 施設	3,517 人	44 か所	93 施設
22 年度	371,729 人	14,581 人	1,279 施設	3,520 人	45 か所	103 施設
23 年度	421,876 人	72,549 人	1,288 施設	3,632 人	47 か所	109 施設
24 年度	441,346 人	152,420 人	1,288 施設	3,727 人	48 か所	117 施設
25 年度	495,993 人	196,582 人	1,391 施設	3,942 人	49 か所	119 施設

資料：東京都福祉保健局

ウ 保育士

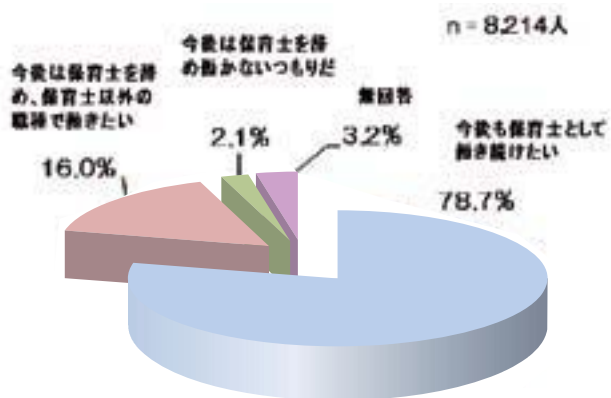
- 待機児童解消に向け、保育サービスの拡充を進める上で、保育人材の確保は極めて重要です。
- ここ数年の新規の保育士登録者数は、5,000 人から 6,000 人で推移し、増加傾向にあります。登録簿記載者数も増加していますが、資格を有していても保育以外の分野に就業している方や退職して働いていない方も多く、こうした潜在保育士の活用も課題となっています。
- 平成 25 年度に実施した東京都保育士実態調査結果によると、現在保育に従事している保育士のうち約 2 割が退職の意向をもっています。退職意向の理由は、「給料が安い」、「仕事が多い」、「労働時間が長い」など、勤務条件に関わるものが高い割合を示しています。

図表 62 保育士登録数

	新規登録者数	登録簿記載者数
平成 21 年度	5,135 人	79,585 人
22 年度	5,080 人	84,663 人
23 年度	5,320 人	89,982 人
24 年度	5,812 人	95,792 人
25 年度	5,899 人	101,691 人

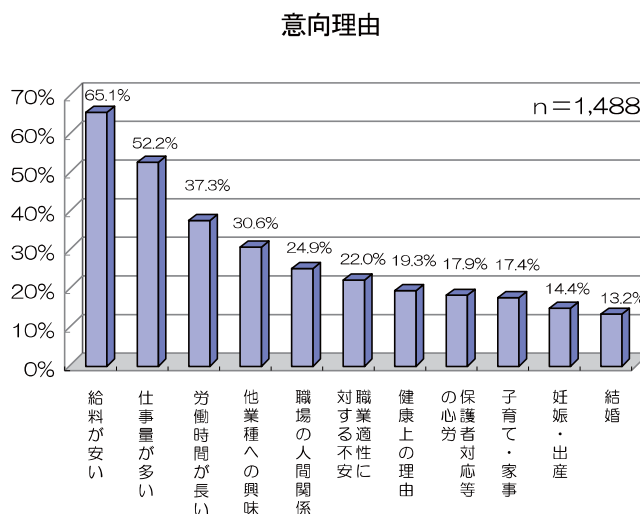
資料：東京都福祉保健局

図表 63 現任保育士の就業継続に関する意識



資料：東京都保育士実態調査

図表 64 退職を考えている現任保育士の退職意向理由



資料：東京都保育士実態調査

エ 質の確保及び向上

- 保育サービスは、児童に対する保育の実施にとどまらず、保護者に対する支援や、良質な保育環境によって、子供のより良い育ちに資するものでなくてはなりません。
- そのため、保育サービスの量的拡充とともに、保育の質の確保・向上を図る必要があります。
- 保育人材の資質向上のための研修の受講促進、適切な指導監督、第三者評価の受審の促進のほか、事故が発生した場合の再発防止の取組が重要です。

(4) 認定こども園の状況

- 東京都の認定こども園の認定件数は103施設（平成26年4月1日現在）となっており、このうち幼稚園型が51施設、保育所型が26施設となっています。
- また、定員（平成26年4月1日現在）は、都全体で22,825人、そのうち保育に欠ける子の定員が7,906人、保育に欠けない子の定員が14,919人となっています。

図表 65 認定こども園の認定件数の推移（各年4月1日現在）（東京都）

	認定件数	幼保連携型	幼稚園型	保育所型	地方裁量型
平成20年	19件	4件	9件	3件	3件
21年	33件	4件	20件	5件	4件
22年	51件	7件	32件	5件	7件
23年	65件	9件	40件	6件	10件
24年	74件	12件	43件	9件	10件
25年	91件	14件	46件	21件	10件
26年	103件	16件	51件	26件	10件

資料：東京都福祉保健局

図表 66 認定こども園の認定件数（平成26年4月1日現在）

	認定件数	公立	私立	幼保連携型	幼稚園型	保育所型	地方裁量型
東京都	103件	23件	80件	16件	51件	26件	10件
全国	1,359件	252件	1,107件	720件	410件	189件	40件

資料：文部科学省・厚生労働省 幼保連携推進室資料

図表 67 認定こども園の定員（東京都）（平成26年4月1日現在）

	0歳	1歳	2歳	満3歳	3歳	4歳	5歳	計
全体	478人	917人	1,095人	273人	6,062人	6,984人	7,016人	22,825人
保育に欠ける子	478人	917人	1,090人	54人	1,777人	1,791人	1,799人	7,906人
保育に欠けない子	0人	0人	5人	219人	4,285人	5,193人	5,217人	14,919人

資料：東京都福祉保健局

(5) 学齢期の子供たちの状況

- 平成26年度の全国調査によると、東京都の小・中学生の学力は、全体的には全国でも上位に位置していますが、基礎的・基本的な事項が定着していない児童・生徒もいるため、今後とも、「確かな学力※1」の定着と伸長に取り組む必要があります。

※1 確かな学力…… 知識や技能に加えて、学ぶ意欲や自分で課題を見つけ、自ら学び、主体的に判断し、行動し、よりよく問題解決する資質や能力等まで含めたもの

図表 68 全国学力・学習状況調査の結果（順位）

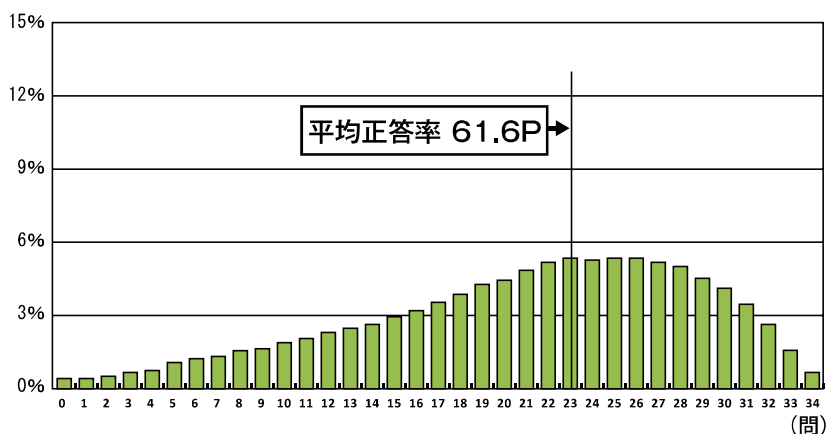
小学6年生	平成21年度	平成26年度	中学3年生	平成21年度	平成26年度
国語 A	8位	7位	国語 A	31位	8位
国語 B	6位	13位	国語 B	37位	6位
算数 A	16位	13位	数学 A	26位	12位
算数 B	2位	5位	数学 B	25位	10位

資料：文部科学省「全国学力・学習状況踏査結果」

注：国語、算数・数学ともに、Aは主として「知識」に関する問題、Bは主として「活用」に関する問題をいう。

- 国や都の学力調査の結果によると、特に算数のような積み上げ型の教科においては、習熟の進んでいる層から遅れがちな層までの幅広く分布しているため、個に応じた指導の充実が不可欠です。

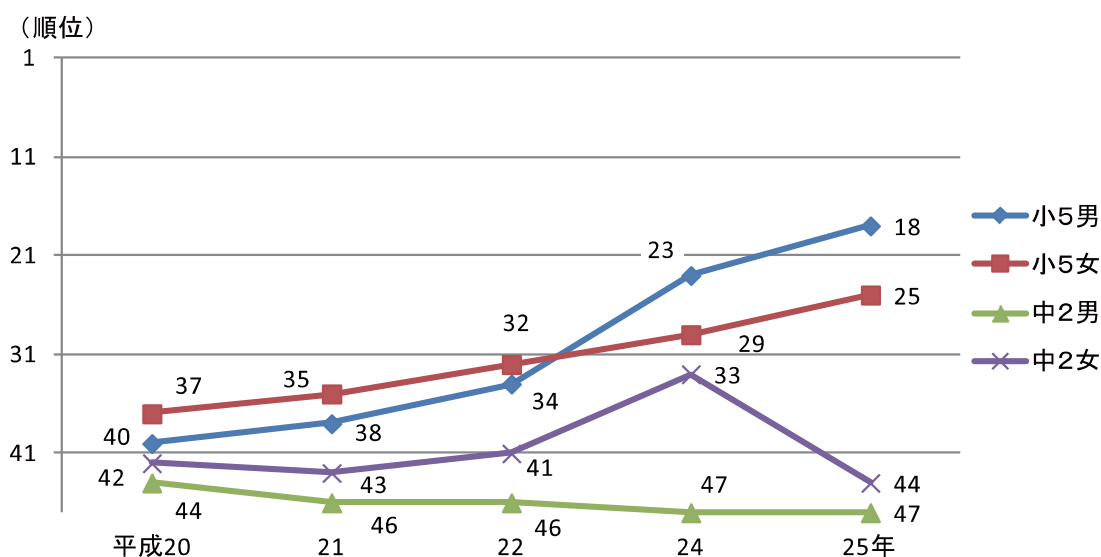
図表 69 小学校第5学年 「小学校算数」 正答数分布



資料：東京都教育庁「平成26年度児童・生徒の学力向上を図るための調査」

- 平成25年度の全国体力・運動能力・運動習慣等の調査結果によると、東京都の児童・生徒の体力は、小学生は全国平均水準まで向上したものの、中学生は全国平均を大きく下回っています。次代の東京を担う健やかな児童・生徒の育成のため、実効性のある更なる総合的な体力向上施策が必要です。

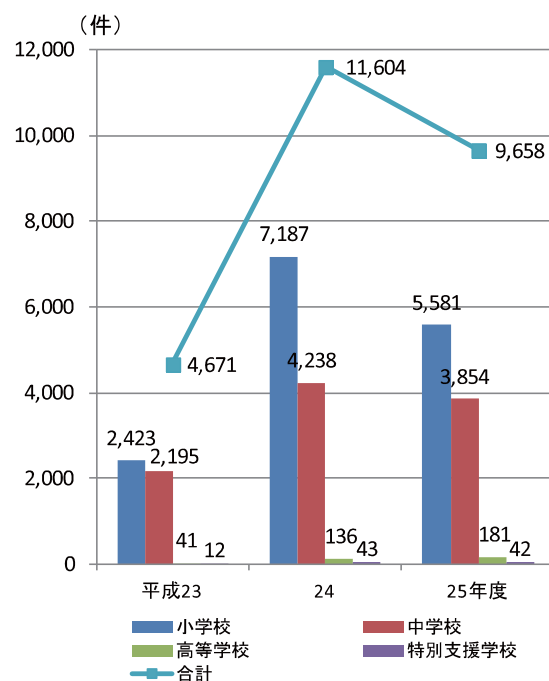
図表 70 平成 25 年全国体力・運動能力、運動習慣等調査における東京都の順位



資料：文部科学省「平成 25 年度 全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果」

- 平成 25 年度の調査によると、都内公立小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校におけるいじめの認知件数の合計は、9,658 件であり、昨年度と比べ、小・中学校では減少し、高等学校では増加、特別支援学校ではほぼ同様となっています。各学校においては、「東京都いじめ対策推進基本方針」や「東京都教育委員会いじめ総合対策」を踏まえ、いじめの未然防止、早期発見、早期対応、重大事態への対処の各段階に応じた具体的な取組を推進していく必要があります。

図表 71 いじめ認知件数の推移（3 年間）（東京都）



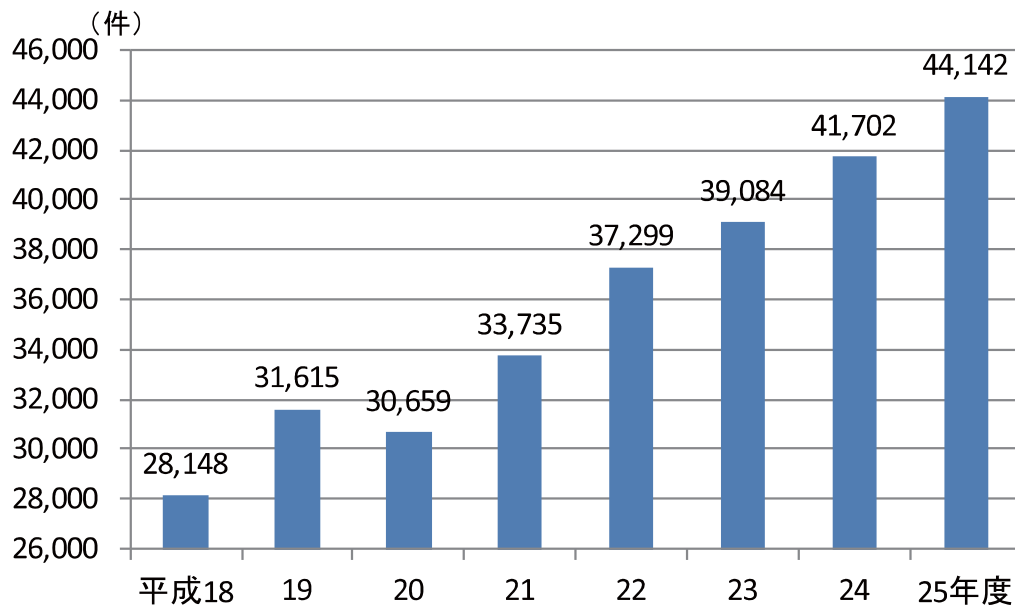
資料：文部科学省「平成 25 年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」

- 就職も就学もせず、社会との関係を築けずに自宅以外での生活の場を失った、ひきこもりの状態にある者、非行からの立ち直りに困難を抱えた者など、社会的自立に困難を抱える若者の自立支援に向けた取組を進める必要があります。

(6) 地域の子供・子育て支援サービスの状況

- 地域の子供・子育て支援サービスの実施主体である区市町村は、子育て家庭に対して、地域の実情に応じ、様々な事業を組み合わせながら子育てサービスを提供していますが、コミュニティの希薄化や、それに伴う家族の孤立化、共働き世帯の増加、多様化するニーズなどの課題に対応するため、一人ひとりの状況に応じたよりきめ細かな対応が求められています。
- 東京都は、第一子出産時の母の平均年齢が全国で最も高く、晩産化が進行しています。(図表8参照)
- 若い世代における妊娠適齢期等に関する理解は十分ではなく、高齢になってから不妊症で悩む方が多くいます。
- 特定不妊治療は、医療保険の適用対象となっておらず、治療が標準化されていないため、治療方法、治療費用は医療機関によって様々ですが、子供を産み育てたいと願う夫婦を支援していく必要があります。
- 核家族化や地域のつながりの希薄化等により、妊娠・出産・子育てに関して、誰にも相談できず、また、正しい情報が得られず、不安を抱える妊婦や保護者が多くなっています。
- 都は区市町村に対して、妊娠期から切れ目のない支援を行う子育てスタート支援事業や、乳幼児を持つ親が安心して外出を楽しめるよう授乳やおむつ替えができる赤ちゃん・ふらっとの整備など、都独自の支援を実施していますが、区市町村の取組状況には地域差が生じています。
- 妊産婦をはじめ、子供や子育て家庭が、身近な場所で情報の入手や相談を行うことにより、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できる利用者支援事業は、平成25年11月現在、都内12区市町村で実施しています。
- 子供と家庭に関する第一義的な相談窓口であり、地域のネットワークの中心的な役割でもある子供家庭支援センターは、平成26年度現在、ほぼすべての区市町村で設置されており、そのうちの約9割が、虐待対応等の専門性を強化した先駆型子供家庭支援センターとなっています。また、虐待対策コーディネーターを配置するなど、虐待対応力の強化も進められています。
- 子供家庭支援センターの相談件数は年々増加しており、平成25年度は44,142件となっています。

図表 72 子供家庭支援センター相談対応件数

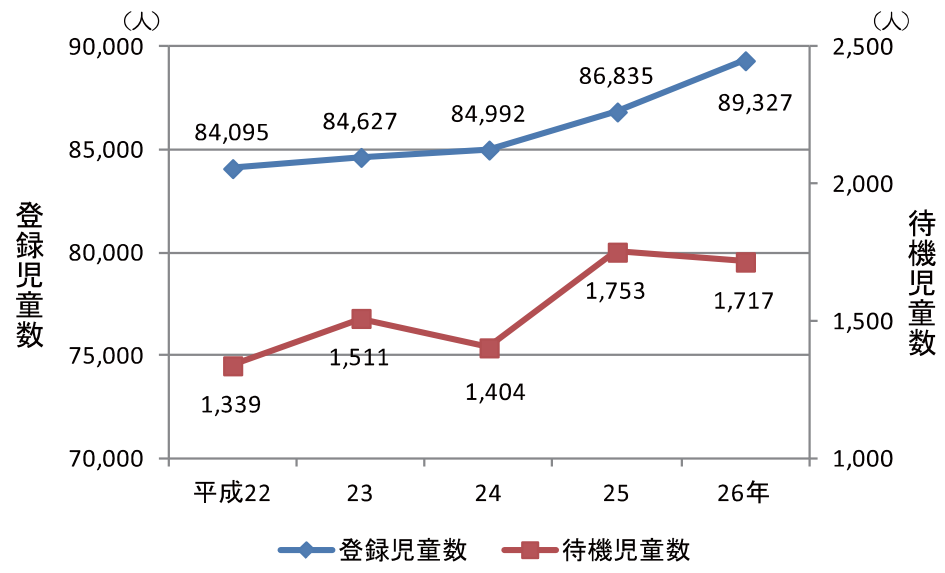


資料：東京都福祉保健局「区市町村児童家庭相談統計」

- 地域の子育てサービスを紹介したり、支援が必要な家庭を早期に把握し、必要な子育てサービス等につなげるための取組は重要です。そのひとつである乳児家庭全戸訪問事業の訪問率は都内全体で概ね9割となっています。
- 在宅で子育てをしている親子に、地域の身近な場所ですどい場を提供し、子育てについての相談支援や情報提供、子育てサークルの支援等を行う子育てひろばは、着実に整備が進んでおり、平成26年度現在、都内に840か所設置されています。近年は、地域支援や利用者支援事業の機能や、子育て家庭の孤立化の防止や虐待の未然防止の役割も担っています。
- 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）や子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）、一時預かり事業など、緊急時等に一時的に子供を預かるサービスのニーズが高まっています。多くの自治体が、子供を預かる事業を行っていますが、区市町村により、同じ自治体内に実施施設がない、もしくは利用できる年齢や日数の上限が異なるなど、実施体制にばらつきがあります。
- 学童クラブ事業は、保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に対して、放課後に安心して遊び、生活できる場所を確保する事業です。子ども・子育て関連3法による児童福祉法の改正に伴い、各区市町村は学童クラブの設備及び運営の基準について、省令で定める基準を踏まえて条例を制定し、各クラブはその条例に基づいて運営されることとなります。

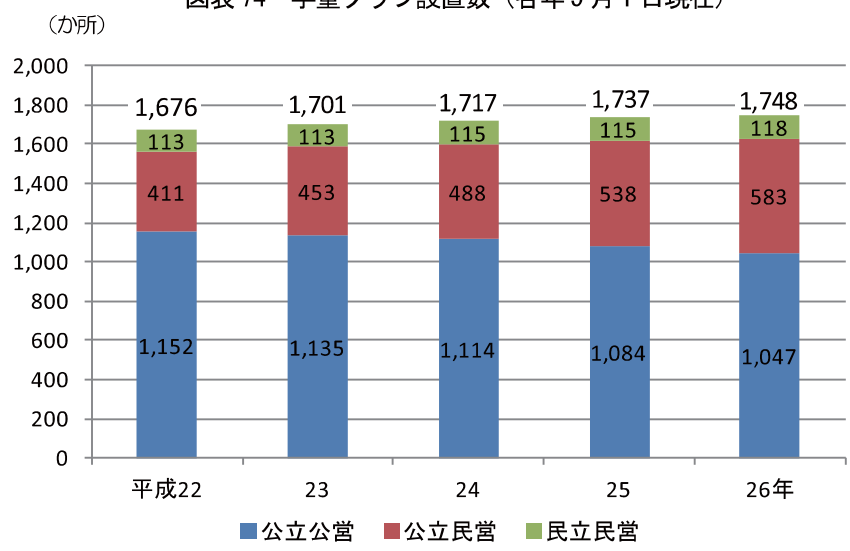
○ 学童クラブの設置数、登録児童数はいずれも近年増加傾向にあります。何らかの理由で学童クラブに登録できなかった児童（いわゆる待機児童）も発生しています。児童福祉法の改正により、学童クラブの利用対象児童が小学校高学年にまで拡大するため、こうしたニーズも踏まえて整備を進める必要があります。

図表 73 学童クラブ登録児童数と待機児童数の推移（各年5月1日現在）



資料：東京都福祉保健局

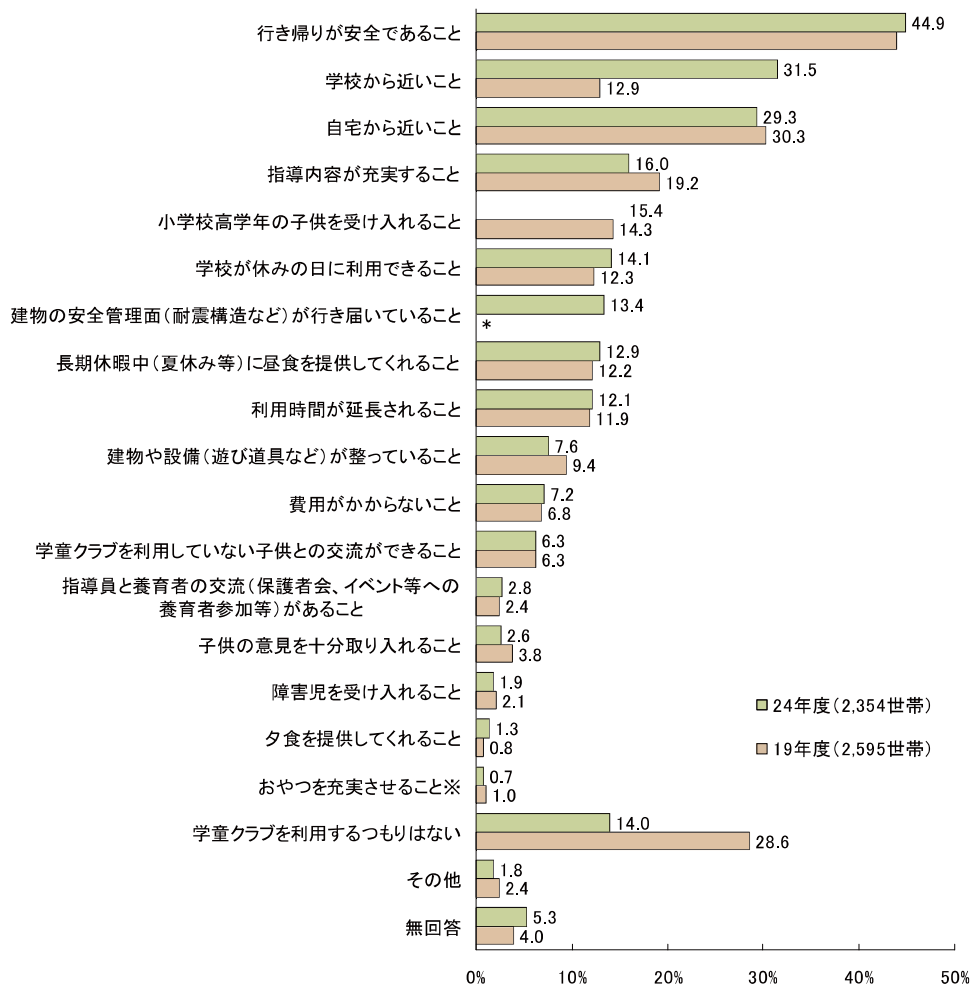
図表 74 学童クラブ設置数（各年5月1日現在）



資料：東京都福祉保健局

○ 放課後の子供たちの安全・安心の確保に対する保護者のニーズが非常に高いことから、移動時のリスクを回避するため、送迎支援や学校内での学童クラブの設置を促進する必要があります。

図表 75 学童クラブを利用するに当たって望むこと



(注) * は 19 年度調査では、選択肢を設けていないため、データが存在しない。

(注) ※は 19 年度調査では、「おやつが充実すること」としていた。

資料：東京都福祉保健局「平成 24 年度東京都福祉保健基礎調査」

- 放課後の子供たちの居場所としては、学童クラブのほか、教育部門が行う放課後子供教室があります。放課後子供教室は、学校等を利用して放課後等の子供の居場所を設け、学習や体験・交流活動を行う事業で、平成 25 年度には 52 区市町 1,101 か所で実施しており、年々増加しています。

図表 76 放課後子供教室の推移

	平成 19 年	20 年	21 年	22 年	23 年	24 年	25 年
教室数 (都立特別支援学校含む)	475 か所	713 か所	883 か所	958 か所	1,009 か所	1,049 か所	1,101 か所
区市町村数	38 区市町	46 区市町	48 区市町	50 区市町	51 区市町	52 区市町	52 区市町

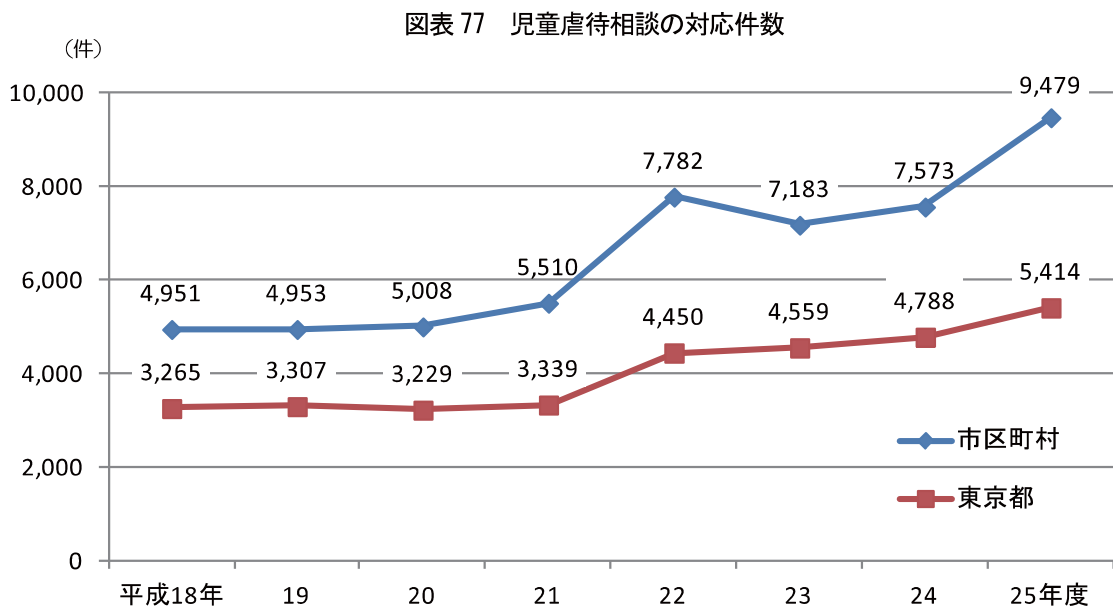
資料：東京都教育庁

- 国は、平成19年度にスタートした「放課後子どもプラン」に代わり、平成26年度に「放課後子ども総合プラン」を新たに策定しました。この中で、学童クラブと放課後子供教室を一体的に又は連携して実施することを推進していますが、まだ十分な取組が行われていない区市町村もあります。

(7) 特に支援を必要とする子供と家庭の状況

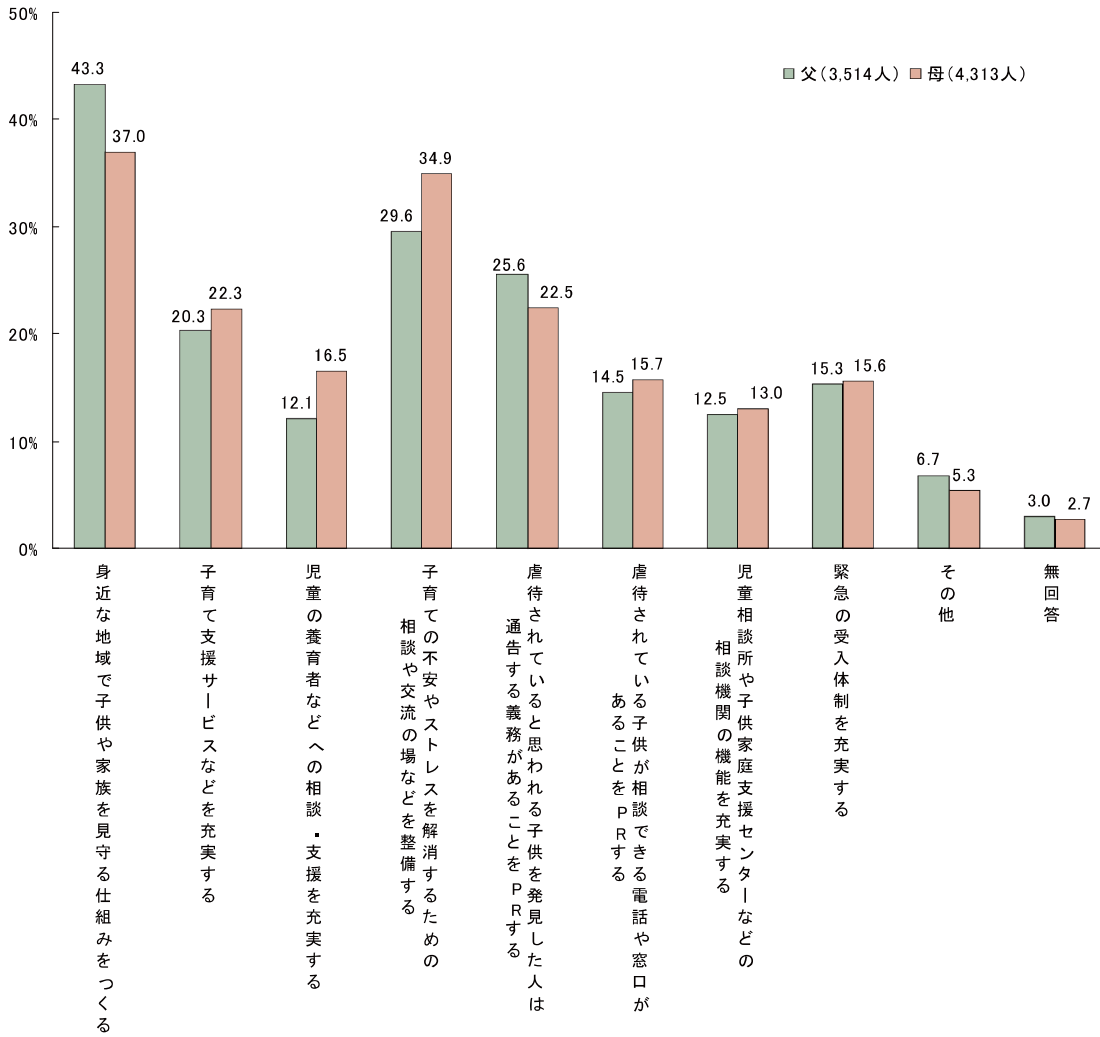
ア 児童虐待

- 児童虐待相談の件数は、年々増加しています。体制の強化や人材育成など児童虐待への対応力向上とともに、未然防止と早期発見の取組が求められています。また、保護者対応や子供の安全確保など、様々な場面で、子供家庭支援センター、保健所・保健センター、学校、幼稚園、保育所、医療機関、警察、児童相談所等の地域の関係機関が連携し、要保護児童対策地域協議会の機能を活用するなどして、一貫して取り組むことが重要です。



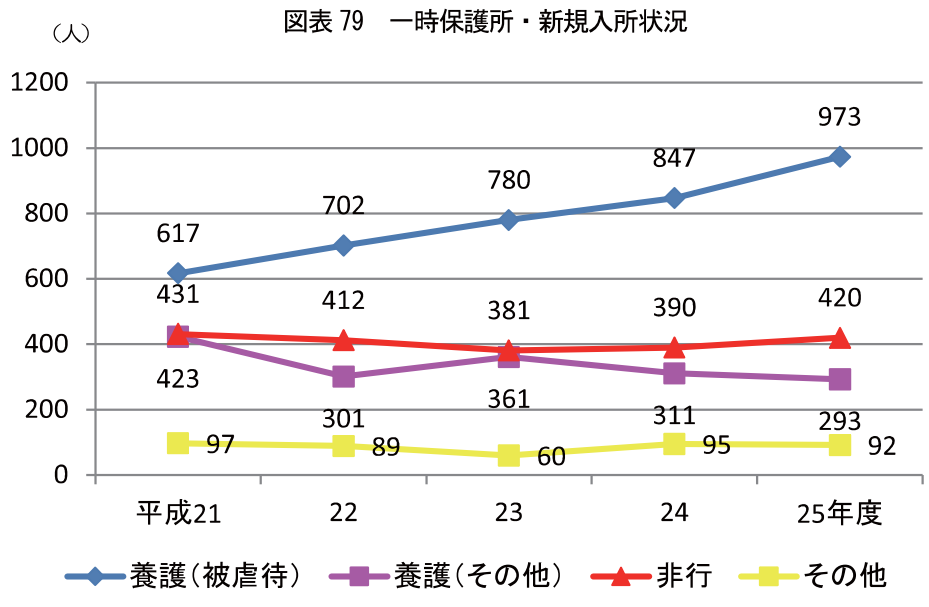
資料：東京都福祉保健局

図表 78 児童虐待を防ぐ社会的な働きかけの中で大切なこと



資料：東京都福祉保健局「東京都福祉保健基礎調査」（平成24年度）

- 児童虐待相談件数の増加に伴い、一時的な保護が必要な児童の数も増加しています。このため、一時保護所の定員数を拡充しています。また、一時保護や施設入所等により家族分離した児童が、家庭復帰をする際には、虐待の再発を防止し、親子で安定的な生活を継続させるための支援も必要です。

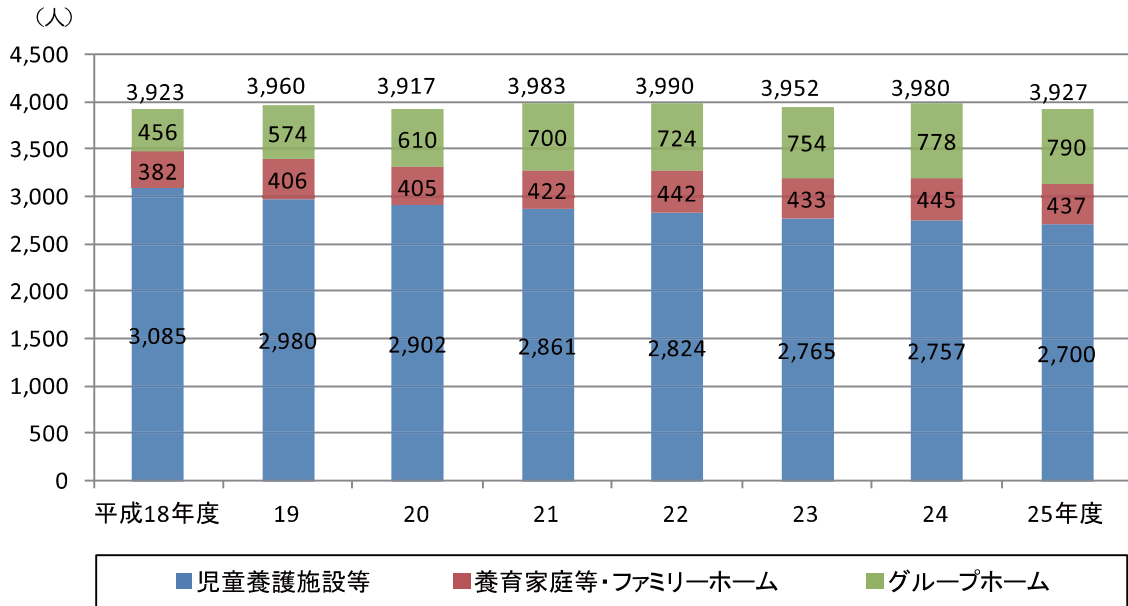


(資料) 東京都福祉保健局

イ 社会的養護

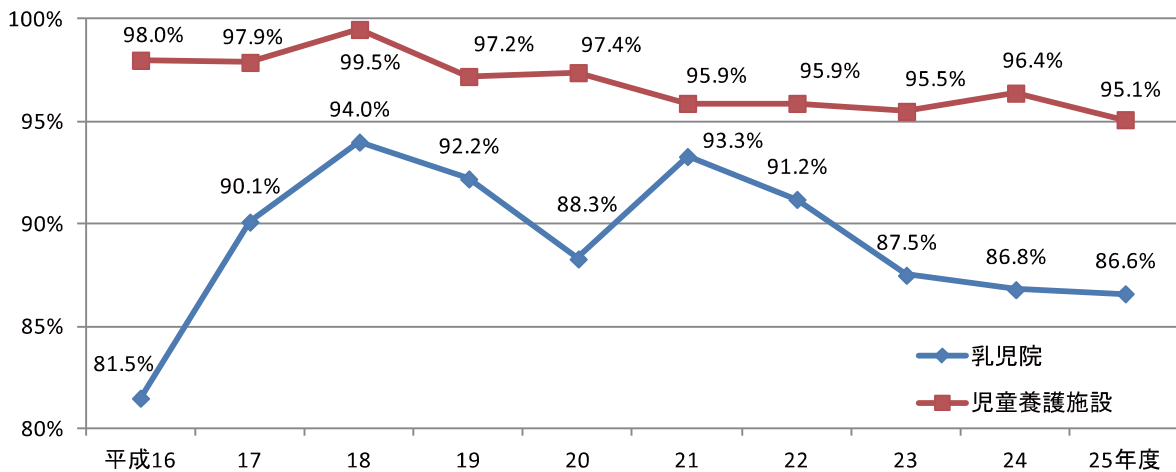
- 東京都における社会的養護を必要とする子供は、現在約4千人おり、その子供たちの多くは、児童養護施設、乳児院、養育家庭などで暮らしています。
- 児童虐待等の相談件数の増加に伴い、一時保護所に入所する児童や、その後児童養護施設や乳児院に入所する児童も増加しています。
- その結果、児童養護施設、乳児院の入所率は非常に高い割合で推移しています。

図表 80 社会的児童養護数の推移（各年度3月1日現在）（東京都）



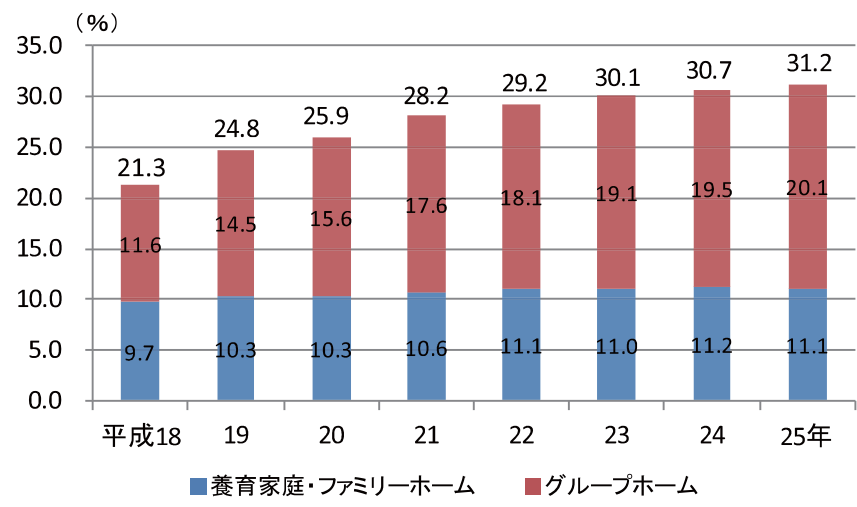
資料：東京都福祉保健局

図表 81 児童養護施設・乳児院の入所状況の推移



資料：東京都福祉保健局

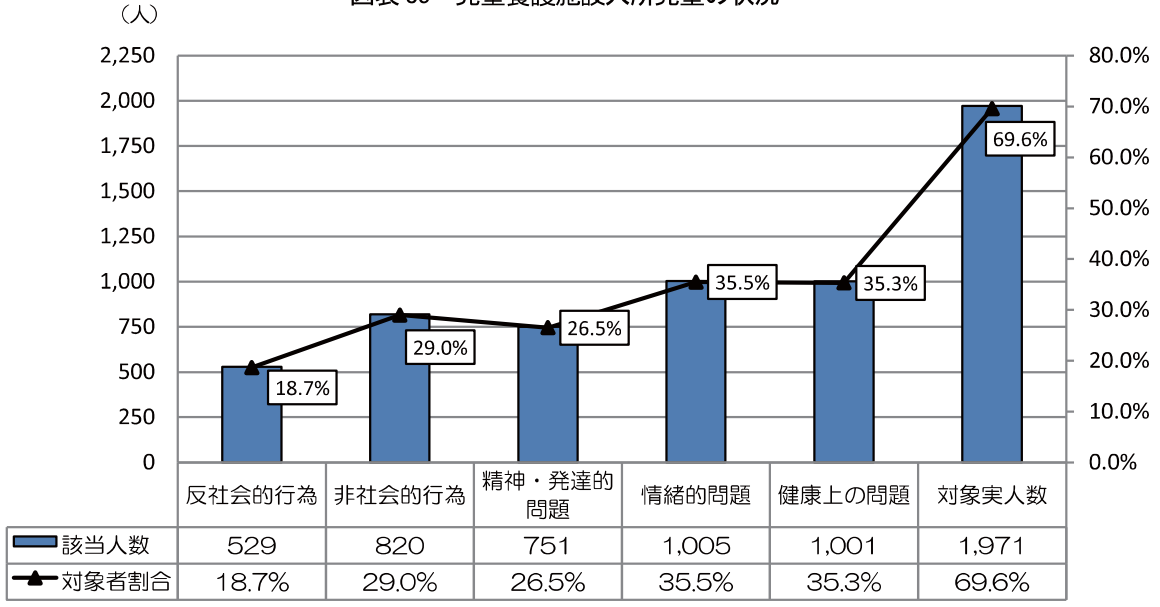
図表 82 家庭的養護の割合（各年度3月1日現在）（東京都）



資料：東京都福祉保健局

○ 施設等に入所している子供は、虐待等を原因として心に深い傷を受け情緒的な課題などを抱えていることも多いことから、個別的なケアや専門的なケアが求められています。

図表 83 児童養護施設入所児童の状況



資料：東京都福祉保健局

- 社会的養護の下にある子供は、経済的な問題や、それまでの養育環境により学習習慣が身につけていない等による学力不足などから、自らが希望する進路に進めない場合があります。

図表 84 平成 25 年 3 月卒業児童の進路状況（東京都）

	大学等	専修学校等	就職
児童養護施設入所者	19.8%	17.7%	54.7%
全高卒者	65.2%	19.7%	5.9%

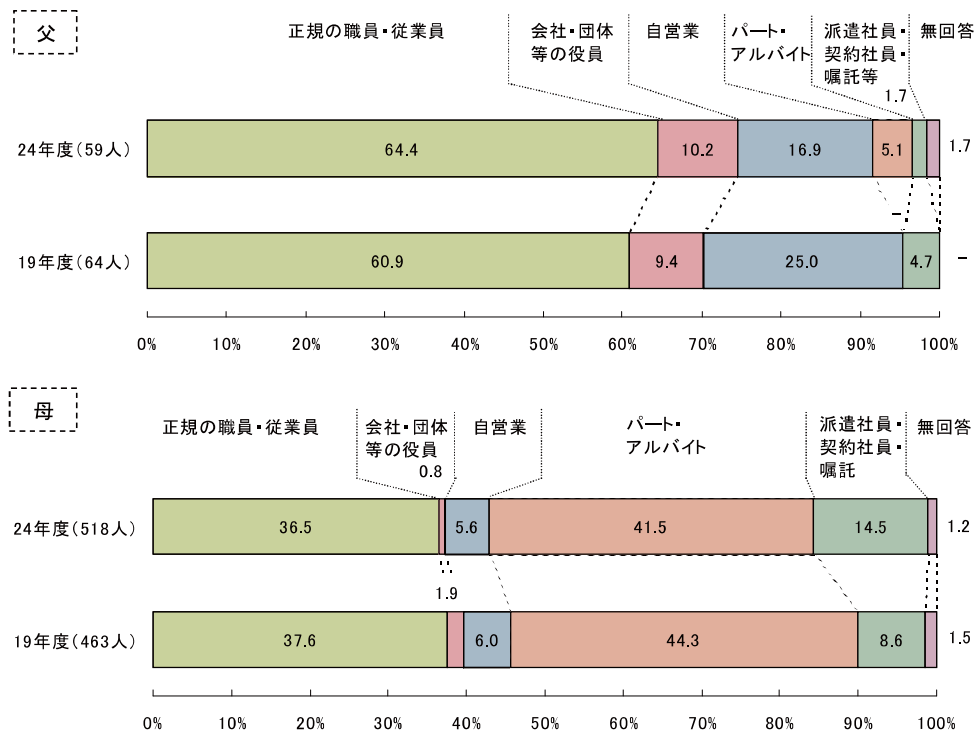
資料：児童養護施設現況調査及び学校基本調査

- また、退所後も親族等によるサポートが得にくく、就労した子供の 40%以上が、1 年以内に離職をしているなど、安定した生活を継続することが困難な実態があります。

ウ ひとり親世帯

- 都内のひとり親世帯は、母子世帯約 159,500 世帯、父子世帯約 19,500 世帯と推計されます。
- 平成 24 年に東京都が行った調査によると、ひとり親世帯になった理由は、「離婚」73.7%「死別」9.6%「未婚・非婚」9.3%となっています。
- ひとり親家庭の親の就労状況をみると、平成 19 年度に比べ平成 24 年度は、非正規雇用（パート・アルバイト及び派遣社員・契約社員・嘱託）の割合が増えています。

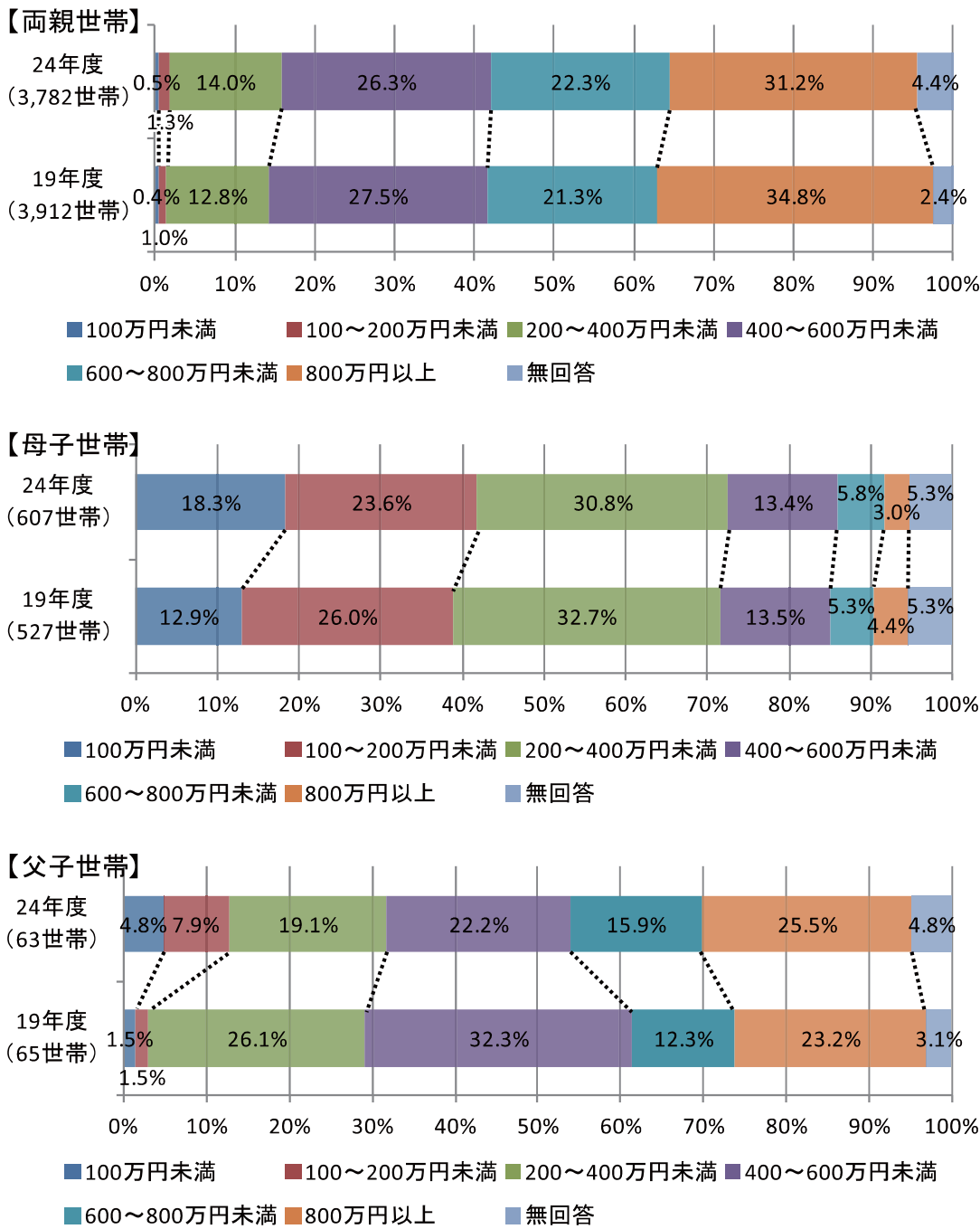
図表 85 就業上の地位



資料：東京都福祉保健局「東京都福祉保健基礎調査」（平成 24 年度）

○ 平成24年度の収入をみると、母子世帯では年収200万円未満が41.8%となっており、平成19年よりも若干割合が増加しています。父子世帯では、200万円未満は12.7%で、平成19年の4倍以上になっています。

図表 86 世帯の年間収入



資料：東京都福祉保健局「東京都福祉保健基礎調査」（平成24年度）

- ひとり親世帯で現在困っていることは、母子世帯では「家計について」72.6%、「子供の教育・進路・就職について」52.8%、父子世帯では「子供の教育・進路・就職について」70.0%、「家事について」46.7%となっています。

図表 87 ひとり親世帯になって現在困っていること〔複数回答〕－母の従業上の地位別

(単位：%)

	総数	家計について	仕事について	住居について	家事について	健康について	子供の世話について	子供の教育・進路・就職について	社会的偏見（世間体）について	その他
総数	100.0 (449)	72.6	39.4	24.5	4.2	21.4	17.1	52.8	6.9	3.1
就業	100.0 (391)	73.9	37.3	24.6	4.6	19.4	17.4	52.2	6.9	3.1
自営業	100.0 (22)	86.4	36.4	27.3	-	22.7	27.3	31.8	9.1	4.5
正規の職員・従業員	100.0 (135)	64.4	23.7	20.7	8.9	16.3	25.9	49.6	11.1	2.2
会社・団体等の役員	100.0 (2)	50.0	-	100.0	50.0	-	-	50.0	-	-
パート・アルバイト	100.0 (173)	79.2	50.3	24.3	0.6	24.9	13.3	57.8	4.0	2.9
労働者派遣事業所の派遣社員	100.0 (18)	88.9	27.8	33.3	-	22.2	5.6	38.9	-	5.6
契約社員・嘱託、その他	100.0 (37)	67.6	29.7	27.0	8.1	5.4	8.1	59.5	8.1	5.4
非就業	100.0 (55)	61.8	54.5	23.6	-	36.4	16.4	56.4	7.3	3.6

資料：東京都福祉保健局「東京都福祉保健基礎調査」（平成24年度）

図表 88 ひとり親世帯になって現在困っていること〔複数回答〕－父親の従業上の地位別

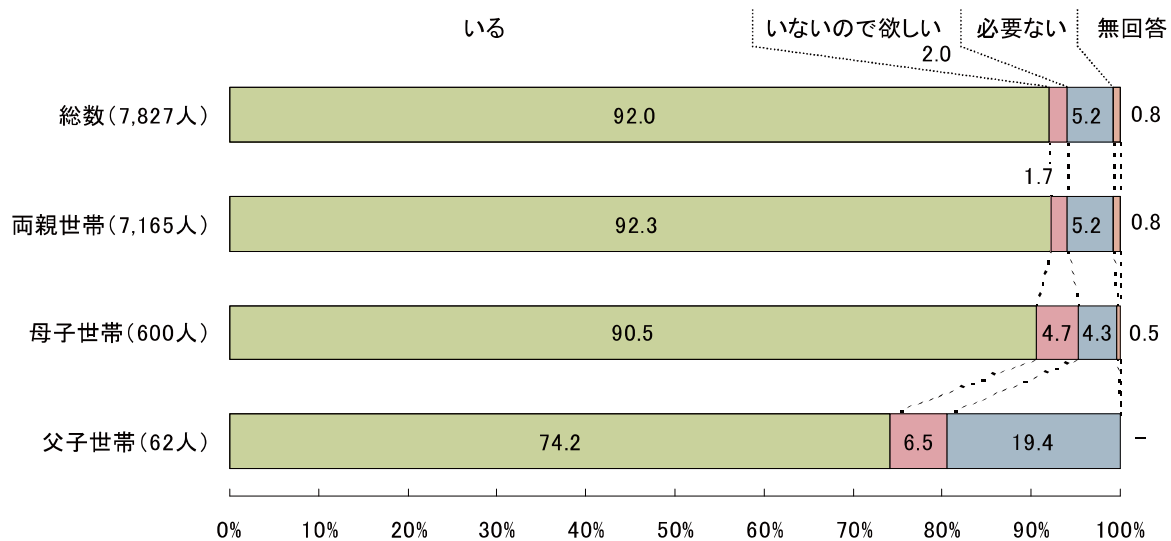
(単位：%)

	総数	家計について	仕事について	住居について	家事について	健康について	子供の世話について	子供の教育・進路・就職について	社会的偏見（世間体）について	その他
総数	100.0 (30)	26.7	30.0	6.7	46.7	13.3	40.0	70.0	3.3	-
就業	100.0 (27)	25.9	29.6	3.7	44.4	14.8	40.7	66.7	3.7	-
自営業	100.0 (4)	25.0	50.0	-	50.0	-	-	25.0	25.0	-
正規の職員・従業員	100.0 (19)	21.1	21.1	-	47.4	10.5	57.9	78.9	-	-
会社・団体等の役員	100.0 (1)	-	-	-	100.0	100.0	-	100.0	-	-

資料：東京都福祉保健局「東京都福祉保健基礎調査」（平成24年度）

○ 相談相手がいる割合は、両親世帯は 92.3%、母子世帯は 90.5%、父子世帯では 74.2%となっています。

図表 89 相談相手の有無—世帯類型（母子・父子世帯）別



エ 障害のある子供

- 東京都内には、平成26年3月末現在、身体障害者手帳を持つ18歳未満の子供が約2.4万人、知的障害の「愛の手帳」を持つ18歳未満の子供が約1.6万人います。

図表 90 障害のある子供の数（18歳未満）（東京都：平成26年3月末現在）

	総数	18歳未満	構成比
身体障害者手帳交付者数	479,527人	24,032人	5.0%
愛の手帳交付者数	77,633人	16,231人	20.9%
精神障害者保健福祉手帳所持者数	79,646人	—	—

注：精神障害者保健福祉手帳所持者数については、18歳以上、18歳未満の統計はなく、総数のみである。

資料：東京都福祉保健局 月報（福祉・衛生行政統計）

- また、全国調査によると、「知的発達に遅れはないものの学習面又は行動面で著しい困難を示す」と通常の学級の担任等が回答した児童・生徒の割合は、6.5%となっています。

図表 91 学習面や行動面で著しい困難を示す児童・生徒（全国）

	推定値（95%信頼区間）
学習面又は行動面で著しい困難を示す	6.5%（6.2%～6.8%）
学習面で著しい困難を示す	4.5%（4.2%～4.7%）
行動面で著しい困難を示す	3.6%（3.4%～3.9%）
学習面と行動面ともに著しい困難を示す	1.6%（1.5%～1.7%）

注1：調査対象は、全国（岩手、宮城、福島を除外）の公立の小・中学校の通常の学級に在籍する児童生徒を母集団とした。標本児童生徒数53,882人（小学校：35,982人、中学校：17,990人）

注2：「学習面で著しい困難を示す」とは、「聞く」「話す」「読む」「書く」「計算する」「推論する」の1つあるいは複数で著しい困難を示す場合を指し、一方、「行動面で著しい困難を示す」とは、「不注意」、「多動性・衝動性」、あるいは「対人関係やこだわり等」について1つか複数で問題を著しく示す場合を指す。

資料：文部科学省「通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」（平成24年）

- 特別支援学校生徒の卒業後の企業就労者数及び就労率は、平成22年度以降増加しており、平成25年度は、高等部を卒業した1,744人のうち、670人（38.4%）が企業就労しています。

図表 92 特別支援学校高等部の就労実績

	平成21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
卒業生総数	1,424人	1,444人	1,511人	1,707人	1,744人
企業就労者	490人	490人	557人	643人	670人
就労率	34.4%	33.9%	36.9%	37.7%	38.4%

資料：公立学校統計調査報告書「進路状況調査編」